

7/4 西尾地区 令和元年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
1	花小プール跡地の有効利用 〔花ノ木〕	<p>【要望】</p> <p>長年にわたり花小児童の水泳教育、水泳部活、また災害時の非常用水利として利用されていた花小プールが老朽化のため今年度で取り壊され、跡地に新校舎が建設されます。新校舎の利用法について町内会長より要望いたします。</p> <p>花小校区には他地域のような「地域ふれあいセンター」がなく、地域住民が気軽に集える場所、コミュニケーションの場の必要性が以前から言われておりました。そこで、新しく建設される校舎の一部の教室を「地域ふれあいセンター」的に利用できるよう開放いただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民のふれあいの場として</li> <li>・地域コミュニティの中心として</li> <li>・ボランティア活動の場として</li> <li>・防災の拠点として</li> <li>・児童と地域住民の交流の場として</li> </ul> <p>有効に利用できると思われま。</p>	<p>花ノ木小学校のプールは、建築後48年が経過し、老朽化が著しいのですが、今年度中に取り壊して、その跡地に新校舎が建設されるという計画は、今のところございません。</p> <p>しかしながら、花ノ木小学校は、住宅密集地にあり、限られた敷地や校舎での学校運営を強いられておりました。児童数は横ばい傾向で推移しておりますが、特別支援学級は増えており、また、クラス定員はギリギリのところまで推移していることから、今後は少しの児童数増により教室が不足する可能性がございます。</p> <p>したがって、老朽化が著しいプールを廃止して、民間の温水プールを利用した授業の実施に向けて現在準備を進めており、教室不足とならないよう、プール跡地への校舎増築を視野に入れて、学校と地域が常に連携できる場の提供も踏まえて、検討しているところでございます。</p>	教育庶務課
2	外国人労働者受け入れ拡大に伴う市の取り組み 〔花ノ木〕	<p>【質問】</p> <p>花小北部地区にありますスターボウル従業員寮を市内の自動車部品メーカーが買い取り、外国人労働者の研修所にするとの申し出が当該町内会にありました。町内に外国人が居住することに伴いごみ出し問題、文化生活習慣の違いによる住民とのトラブル等々が危惧されます。</p> <p>本年4月から外国人労働者の受け入れを拡大する新制度が国で始まり、西尾市内でも外国人労働者の増加が予想され、このような問題が増えてくるのではないかと危惧されます。</p> <p>言葉の通じない外国人をどのようにして町内に受け入れ、共生していくのか、行政、受入企業、町内会が連携して取り組まなければならない問題です。西尾市の取り組み方針をお聞かせください。</p> <p>また、西尾市内の企業においては、今後何人くらいの外国人労働者を受け入れる計画があるのか、市で把握しておられればお聞かせください。</p>	<p>西尾市には、本年6月1日現在で9,751人の外国籍の方が住所登録されており、今後更に、外国籍住民の増加が見込まれ、それに伴い、言葉や文化、生活習慣の違いから、ごみ出しや駐車場問題など様々なトラブルが発生することが予想されます。</p> <p>町内会における具体的な対策として、町内会の規約などを翻訳するお手伝いをしています。今後の取組方針といたしましては、携帯翻訳機を購入して市の窓口業務に活用するほか、外国籍住民との会話にお困りになられている町内会へも貸し出ししていきたいと考えております。他にも、西尾市全体で外国人との共生にかかる施策の指針や計画を示した「多文化共生プラン」を策定する予定をしております。</p> <p>また、外国人労働者のハローワーク西尾管内での就労状況ですが、平成30年10月1日現在で458事業所、5,192人となっています。</p> <p>今後の受け入れ状況について、市内企業に関わりのある西尾商工会議所及び一色町商工会に確認したところ、各企業の採用状況は把握しておりませんが、西尾みなみ商工会では、今年から外国人技能実習生の受け入れのため、準備委員会を立ち上げて検討を重ねています。</p> <p>西尾みなみ商工会が外国人技能実習生の受け入れの管理団体となり、実習生の生活環境や企業への雇用などのサポートを行っていくもので、中国、ベトナムから受け入れる予定であり、受け入れ人数の目標は20名と伺っております。</p>	地域つながり課 商工観光課
3	将監用水 みどり橋から八反橋の散策路計画 〔西尾小北部〕	<p>【質問】</p> <p>将監用水の緑橋から八反橋間を散策路にする計画は随分前から言われてきましたが、現在まで何ら進行していません。今まであった空き家、人の問題はほぼ解決していると思うが現在の進捗状況はどうなっていますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家については水利組合にお願いして解決した。</li> <li>・人の問題は、家、土地を売却して引っ越した。</li> </ul> <p>今後は行政のやる気次第だと思います。早く施工してください。</p>	<p>緑橋から八反橋までの散策路整備につきましては、平成27年度の市政懇談会、平成28年度の市民協働ガイドにおきましてもご質問があり、当時は、水利組合許可による占用物件が残存していたため、事業は休止しているというご説明をさせていただきました。その後、二条橋に近接した空き家は撤去され、事業再開に向けての懸案事項は解消してきております。</p> <p>今後の方針としましては、現地精査も行ったうえで、中途となっております散策路を主要道路につなげるべく、緑橋から二条橋間の整備につきまして、地元の皆様のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。</p>	公園緑地課

7/4 西尾地区 令和元年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
4	クリーンセンターへのごみ搬入時における渋滞緩和 〔西尾小北部〕	<p>【質問】</p> <p>クリーンセンターへのごみ搬入時、計量棟までに30分から1時間以上搬入車の列が出入口西の調整池までできます。その間にパッカー車や廃プラ（ペットボトルやトレイ）を積んだ車は何十台も追い越し、さっさと進みさっさと帰っていきます。</p> <p>行政からの委託を受けた仕事であり、焼却棟内の廃棄場所の違いから致し方ないと思いますが、同じような仕事をしている方も並んでいるのを見ると、何故なのかと感じます。</p> <p>一般の搬入は可燃物・不燃物・可燃不燃混合物を計量棟の手前でチェックし、計量後それぞれの棟へ向かいます。可燃ごみが多いためか、その後もごみ焼却棟への列を作り待っています。そのような時、不燃ごみを処理するリサイクル棟への列はほとんどありません。</p> <p>搬入車が調整池まで並ぶようなときは、積載物が可燃・不燃のチェックをそこで実施して流すようにしてもらえれば渋滞はかなり緩和できると思われるがどうですか？</p>	<p>クリーンセンターへのごみ搬入につきましては、大変ご迷惑をお掛けしております。</p> <p>パッカー車やペットボトルを回収する車両につきましては、市内全域の各家庭から排出されるごみを収集するため、限られた時間、台数で運行していること、また、降ろす場所が一般車とは異なることから、割り込みをさせていただいております。</p> <p>業務用の車両でも、降ろす場所が一般車と同じ場合は、最後尾に並んでおります。ご理解をいただきたいと思っております。</p> <p>混雑状況につきましては、統計をみますと、休日明けの月曜日や週末の土曜日、雨天の前日に集中し、特に、午前中に混み合うことが多くなっております。</p> <p>ご提案いただきました、可燃ごみ、不燃ごみの車両を分けて流す方法につきましては、過去に実施しましたが、可燃ごみと不燃ごみを混載した車を振り分けるにあたり、多くの苦情をいただいたことから中止した経緯がございます。</p> <p>クリーンセンターとしましては、現在、渋滞緩和のため対策を模索しておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。</p> <p>市民の皆様には、なるべく常設資源ステーションや町内のごみステーションをご利用いただき、渋滞緩和にご協力いただきますようお願いいたします。</p>	環境業務課
5	西尾小校区の区割り変更 〔西尾小南部〕	<p>【質問】</p> <p>令和元年7月現在、西尾小校区は全54町内会で組織しており市内でもまれに見る町内会数です。</p> <p>一つの組織での活動は無理であり、現状、南部37町内会、北部17町内会に分けて上部組織である町内会長連絡会を組織し、キッズパトロール、敬老会、町内会長研修会等の活動を行っているが、南部に関しては依然37町内会があり、機能別消防団の組織作りにも支障をきたす事態が生じてしまった過去があり、これでは規約第3条「本会は地区町内会長相互の親睦を図るとともに、連絡を密にし、市政の発展に寄与するをもって目的とする。」の遂行が困難になりつつあります。</p> <p>よって長年、南北2つの組織で運営してきたが、時勢を鑑み、西尾小校区は3分割、つまり南部町内会、中央町内会（仮称）、北部町内会にしてはどうか？</p> <p>また、行政で考えていれば現状の案でも良いのでお聞かせ願えないでしょうか。</p>	<p>町内会、町内会長連絡会ともに任意団体であることから、その規約等に関しては、各団体の意向を尊重し、運営をおまかせしています。</p> <p>西尾小学校区の南北については、町内会数からみると差があると見受けられますので、分割方法に関しては、より効果的な分割方法を校区内で検討していただくと良いと思います。</p> <p>なお、現在、西尾市において、西尾小学校区に限らず、市内小学校区内における町内会や町内会長連絡会の再編の予定はありません。</p>	地域つながり課

7/4 西尾地区 令和元年度「市長と語る市政懇談会」意見・質問等一覧〔事前提出分〕

整理 番号	事前意見・質問等（題名） 〔 〕内は意見等の提出があった小校区	（内容）	【回答】	担当課
6	「ごみ屋敷条例」、「空き家条例」の 制定 〔西尾小南部〕	<p>【要望】</p> <p>いわゆる「ごみ屋敷」や「空き家」の所有者に適正な維持管理を義務づけるとともに、自治体がそれらの所有者に必要な措置を勧告できることなどを規定した条例の早期制定をお願いします。</p> <p>条例の制定がない西尾市では、ごみ屋敷・空き家等に対して、強制的な手段が行使できず、火災や害虫、悪臭等、さらに空き家に関して言えば倒壊の危険性が長期化してしまい、近隣住民に著しい不利益を与えるだけでなく、場所によっては街の景観も著しく損なうこととなります。</p> <p>「ごみ屋敷条例」については、愛知県内においては、平成28年に豊田市、平成30年に名古屋市、蒲郡市が制定、「空き家条例」については名古屋市、半田市、蒲郡市、南知多町が制定、施行しています。</p> <p>少子高齢化が急速に進んでいる西尾市において、また、大きな地震災害が予想される今日、早急に取り組んでいただきたいと思えます。</p>	<p>まず、市内で確認できているいわゆる「ごみ屋敷」は規模の大小に関係なく5件程度となっており、ここ数年、増加の傾向はありません。</p> <p>一般的には“ごみ”と思われる場合でも、本人にとっては価値のある物、また、リサイクル品として認識しているケースがほとんどでありますので、今後も、個別に粘り強く交渉及び指導を続けて、近隣の皆様方に著しい不利益を与えることのないよう努力してまいります。</p> <p>そのため、現在のところ、条例の制定は予定しておりませんが、条例を制定する場合の効力も含め、先進自治体の調査、研究を行ってまいります。</p> <p>次に、空家問題についてですが、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定されており、例にあげられた市町はこれ以前に条例を制定していたものであり、西尾市においては、この特措法と市空家等対策実施方針に基づいて指導などを行っているところです。</p> <p>空家問題は法律に基づいた手続きに移行する場合があっても、専門家の意見を参考に慎重な手続きが必要であるため、強制的に進めることはせず、所有者・管理者と協議して承諾を得た上で進めるべきと考えています。</p> <p>いずれにしましても、「ごみ屋敷」や「空き家」問題につきましては、地域の皆さんにとっては大きな問題であると認識しております。しかし、「ごみ」にしても「空き家」にしましても、本来、所有者や管理者が解決すべき問題であり、また、所有権や価値観の認識が異なることから、行政としましてもなかなか踏み込むことが難しい状況であると認識しております。</p> <p>今後、皆さんが生活していく上で、危険が切迫して、速やかに措置を講ずる必要があるような場合がありますら、お早めに情報を提供いただきたいと考えております。</p>	地域つながり課 ごみ減量課